

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和元年7月5日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和元年7月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	岡村	昇
2番	平松	和憲
3番	伊藤	正人
4番	花井	豊彦
6番	藤井	保之
7番	岡村	なつ枝
8番	大橋	光則
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

5番 山田 徳仁

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木 斉  
佐藤 義博  
伊藤 敏則  
伊藤 浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 平松 孝浩  
事務員 多賀 達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 平松 孝浩

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 事業計画変更承認申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、山田徳仁委員1名です。

よって出席委員は、農業委員8名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、平松 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、平松 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、伊藤正人委員、花井豊彦委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 事業計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 事業計画変更承認申請について」説明をさせていただきます。申請件数は田、          筆、          ㎡です。

本申請は、既に許可された案件で許可目的を達成することが困難となった場合に、申請し変更計画が県から承認されるものですが、県に申請書を進達するにあたり当農業委員会の意見書が必要となるものであります。

3ページの申請番号1番について、許可年月日は[ ]で変更された計画は賃借人が[ ]から[ ]に承継し、転用目的が駐車場兼資材置場から駐車場、中古自動車・中古機械置場に変更されるものであります。申請地は現況GLで整地し、既設柵板、新設擁壁で土砂等の流出を防止するとともに、雨水排水は道路側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、当初事業者の故意又は重大な過失によるものでなく、承継者も既存事業所の土地所有者が変更され、現土地所有者より退去を求められているもので、早急に移転が必要であることから事業計画変更は、やむを得ないものと判断させていただきます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は田、[ ]筆、[ ] $m^2$ です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は賃借権、申請地が[ ]、地目 田、地積[ ] $m^2$ と[ ]、地目 田、地積[ ] $m^2$ の[ ]筆です。賃貸人は[ ]、賃借人は[ ]です。

当該申請は資材置場としての転用で、隣接地の状況は、北が水路、南が道路、東は雑種地、西が田となります。雨水排水の計画は、新設する擁壁により土砂及び雨水の流出を防止するとともに、申請地内で集水して北側の水路及び南側へ新設する側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地区分は、申請地が町役場からおおむね500m以内にある農地であることから第2種農地と考え、転用可能と判断させていただきます。

次に、事項書の6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」についてですが、利用権の設定に係るもの貸付人[ ]戸、借受人[ ]戸の、筆数が[ ]筆で、面積は[ ] $m^2$ です。

8ページの農用地利用集積計画から、整理番号001番の利用権の設定を受ける者は[ ]、利用権の設定を行う者が[ ]で、地目は田の面積が[ ] $m^2$ の[ ]筆、利用権等の存続期間、設定期間は[ ]年間、作物は水稻の新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり[ ]kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号002番ですが、利用権の設定を受け

る者は[ ]、利用権の設定を行う者が[ ]で、地目は田の面積が[ ]㎡の[ ]筆、利用権等の存続期間、設定期間は[ ]年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の10ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり[ ]kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号 003 番ですが、利用権の設定を受ける者は[ ]、利用権の設定を行う者が[ ]で、地目は田の面積が[ ]㎡の[ ]筆、利用権等の存続期間、設定期間は[ ]年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の11ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり[ ]kgの物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号 004 番ですが、利用権の設定を受ける者は[ ]、利用権の設定を行う者が[ ]で、地目は田の面積が[ ]㎡の[ ]筆、利用権等の存続期間、設定期間は[ ]年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の12ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり[ ]kgの物納となります。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後 7時10分 〕

( 申請書回覧 )

議 長

それでは、申請書の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7時20分 〕

議 長

「議案第1号 事業計画変更承認申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「佐藤義博委員」お願いします。

佐藤義博

既に許可された案件であり、資材置場から中古車、中古機械置場に計画が変更されるものでやむを得ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に農業委員の「伊藤正人委員」のご意見をお願いします。

伊藤正人 近江島地区の子供たちの通学路であるため、6月の一斉清掃の時に地区内の方々に説明をし誓約書も確認して頂き理解を得ました。また、西対海地地区の土地改良区役員にも説明をしてあります。

議 長 ありがとうございます。  
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

大橋光則 誓約書にもありますが油漏れ対策をしっかりとやってもらい土地改良区の水路に油漏れすることないように伝えてください。

事務局 わかりました。

議 長 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「佐藤義博委員」をお願いします。

佐藤義博 事業拡大に伴う既存施設の拡張であり問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
次に農業委員の「伊藤正人委員」のご意見をお願いします。

伊藤正人 私も佐藤推進委員と同じで特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

白木齊

それでは採決に入ります。「議案第1号 事業計画変更承認申請について」の「1番」につきまして、承認する旨の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

議長

( 挙手全員 )

岡村昇

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について承認する旨の意見を付して県に進達することにします。次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

議長

( 挙手全員 )

議長

ありがとうございました。

挙手全員により「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議長

これももちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これももちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時35分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員